

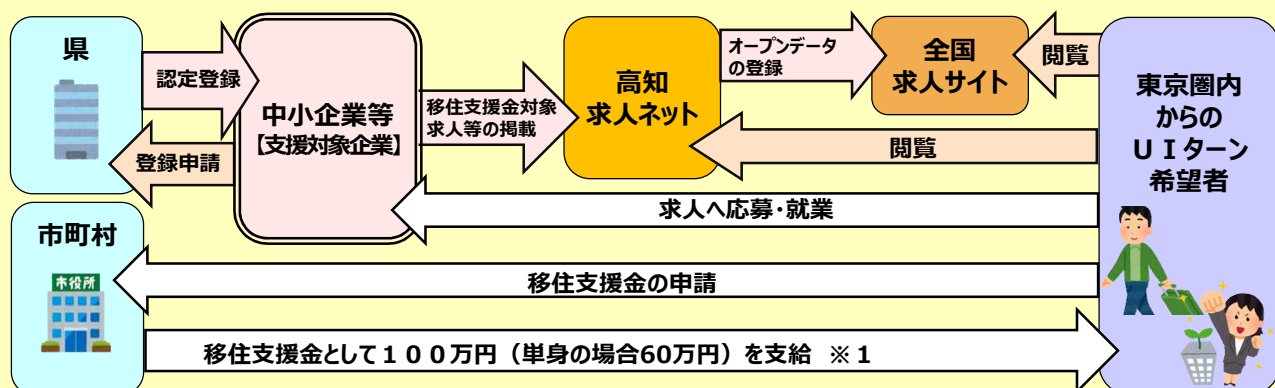
# 企業の魅力発信支援事業(マッチング支援)

～人材の確保に積極的な中小企業等を県が認定し、企業の採用を支援します～

## 制度概要

事業者の皆様「支援対象企業」として登録申請をいただき、認定後にマッチング支援を開始します。

マッチング支援では、事業者の皆様の求人広告や採用ページをより効果的なものにするためのセミナーや専門家派遣（個別支援）を無料で受けられるほか、貴社の求人情報を「移住支援金対象求人」として、全国求人サイトに掲載することが出来ますので、都市部の方々の目に留まりやすくなります。



※1 「直近10年間で通算5年以上、東京23区に在住又は通勤していること」「3親等以内の親族が経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと」などの要件を満たす必要があります。

## 認定メリット

### 各種セミナーの無料受講

求人広告作成、採用PR動画作成、オンライン面接に係るセミナーを無料で受講できます。

### 専門家派遣

情報発信や人材確保に関するスペシャリストを貴社へ派遣し、課題解決を支援します。

### 移住支援金対象求人の認定 及び 全国求人サイトへの掲載

東京圏内からのUターン人材に、市町村が100万円（単身の場合は60万円）を支給する「移住支援金対象」の求人として、全国求人サイトに掲載されます。

※本事業を活用して労働者を雇い入れた場合は、厚生労働省「中途採用等支援助成金（Uターンコース）」を受けられる場合があります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

## 登録手続き

一定の要件があります。詳しくは、裏面をご覧ください。

(問合せ先) 高知県商工政策課 事業推進担当 TEL : 088-823-9692

## 認定の要件

支援対象企業の認定を受けるためには、下記に掲げる（ア）～（ク）の全てに該当することが必要です。

- （ア）次に定める要件を満たしていること
    - ・県税の滞納がないこと
    - ・労働基準監督署に就業規則を届け出ていること（従業員が10名未満の場合は不要）
  - （イ）官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと
    - ※官公庁等の「等」には、独立行政法人や一部事務組合等の公法人を含む
  - （ウ）資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと
  - （エ）みなし大企業でないこと（※）
  - （オ）本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人でないこと
  - （カ）雇用保険の適用事業主であること
  - （キ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
  - （ク）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- ※本事業におけるみなし大企業とは以下の(1)～(3)のいずれかに該当する資本金10億円未満の法人をいいます。
- (1)発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有
  - (2)発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有
  - (3)資本金10億円以上の法人の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

## 注意点

雇用された方が移住支援金を受けられるようにするために、以下の点にご注意をお願いいたします。

- **正社員、週20時間以上の無期雇用契約で長期の雇用を前提としてください。**
- **移住支援金の支給には要件がありますので、県移住促進課ホームページ及び同ページ内の「移住支援事業等実施要領」を必ず事前にご確認ください。**  
県移住促進課HP <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070401/2022011800156.html>
- **移住支援金を受けた雇用者の状況の把握にご協力をいただきます。**
- **虚偽申告の場合は、認定を取り消す場合があります。**

## 認定登録の申請方法

認定の申請には、以下の①～③の書類をご提出ください。

①の様式につきましては、ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/>)



### 【提出書類】

- ①登録申請書（第1号様式）
- ②高知県税事務所が発行した直近（申請日前3か月以内に発行）の高知県税の滞納がない旨を証明する納税証明書の写し（全税目）
- ③労働基準監督署の受付印が押された就業規則全文の写し（従業員が10名未満の場合は不要）

### 【提出方法】

提出書類①～③を、下記（1）又は（2）の方法によりご提出ください。

#### （1）電子申請サービスによる提出

下記URLから電子申請サービスにアクセスし、検索キーワードに「企業の魅力発信支援事業」と入力のうえ、検索してください。

([https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay.action))

#### （2）電子メールによる提出

高知県商工政策課（151401@ken.pref.kochi.lg.jp）あてにご提出ください。

### （問い合わせ先）

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県商工政策課 事業推進担当

電話 088-823-9692 メール 151401@ken.pref.kochi.lg.jp